

社会福祉法人杉の子会の役員等に対する 報酬及び費用弁償支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 杉の子会（以下、「法人」という。）の理事、監事及び評議員（以下、「役員等」という。）の報酬及び旅費等に関する必要事項を定めることを目的とする。

(支払条件)

第2条 報酬はその都度開催する会議等に出席しなければ当該の報酬は受けることができないものとする。

(出席報酬及び旅費)

第3条 役員等が理事会、評議員会又は他の会議や研修に出席した場合は費用弁償を含み原則として日額5,000円を支給する。但し、事情により調整して支給することがある。

2 役員等が業務のため出張する場合は、旅費として実費を支給する。なお、業務の為に宿泊研修会に参加する場合は、交通費と宿泊費を支給する。

(支払い方法)

第4条 前条の報酬は、法令に基づきその報酬から控除すべき金額を控除し、その残額を本人に支給する。報酬等は、原則として開催日ごとに支給するが、事情によりまとめて支給することがある。

(適用除外)

第5条 法人の職員を兼務する役員には、この規定は適用しない。

(改廃)

第6条 この規定の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(公表)

第7条 本法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項第二号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

附則

この規定は、平成29年4月1日より施行する。